

同行援護の実施Q & A※1

平成 23 年 8 月 11 日

問 1) 平成 26 年 9 月までは経過措置として居宅介護の従業者の資格要件を満たせば、同行援護の従業者の資格要件を満たすとみなされるが、各事業所が事業者の指定申請をする必要はあるのか。それとも申請手続きをしなくても、居宅介護事業所であれば、同行援護事業者とみなすことができるか。

答 1) 同行援護を実施するためには、各事業所が同行援護の事業者の指定申請をする必要があります。

問 2) 事業所は、どこに指定申請をするのか。

答 2) 各市町※2に申請を行うこととなります。

問 3) 事業所への周知は各市町で行うのか。

答 3) 県からもホームページや法人に対して文書で周知を行いますが、市町からも移動支援事業の協定書を締結している等、同行援護を実施と思われる事業所に対して、周知をお願いします。

問 4) どのように指定申請を行えばよいのか。

問 4) 具体的には、厚生労働省の政省令・告示等が出された後になりますが、事業所は、事業所が存在する各市町※2に対して指定申請を行い、指定後にサービスを提供することとなります。

※1 Q & Aの内容については、平成 23 年 6 月 30 日に実施された障害保健福祉関係主管課長会議等のもので、政省令・告示後に、変更される可能性があります。

※2 坂町、海田町、熊野町及び安芸太田町については、当面の間、県障害者支援課が行うこととなります。

<参考>

○ 厚生労働省ホームページ > 障害保健福祉関係主管課長会議等資料

URL:http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai_ahukushi/kaigi_shiryou/